

**未発生期**

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

**目的 :**

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 県との連携の下、発生の早期確認に努める。

**対策の考え方 :**

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県や他の市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

**(1) 実施体制****(1)-1 行動計画等の作成**

町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

**(1)-2 体制の整備及び国・県との連携強化**

- ① 町は、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、状況に応じて、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。
- ② 町は、取組体制を整備・強化するために、発生時に備え、行政機能を維持するための各課業務継続計画を策定する。
- ③ 町は、県、医療機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

**(2) サーベイランス・情報収集****(2)-1 情報収集**

町は、国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

**(2)-2 通常のサーベイランスへの協力**

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**参考【サーベイランス、情報収集に関する県の対策】**

- ① 県においては、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（84 医療機関）において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握することとしている。また、指定届出機関の中の 7 医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② 県と保健所設置市においては、インフルエンザによる入院患者及び死者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 県と保健所設置市においては、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

**(3) 情報提供・共有**

**(3)-1 繼続的な情報提供**

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ③ 町は、健康福祉センターに相談窓口を設置し、町民からの来所及び電話での一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。

**(3)-2 体制整備等**

町は、広報・広聴体制の体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（情報共有責任者を明確にし、その責任者同士での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。
- ④ 県や、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 個人における対策の普及

- ① 町、学校、事業者は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>30</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

##### (4)-2 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### (5) 予防接種

##### (5)-1 ワクチンの供給体制

県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

##### (5)-2 基準に該当する事業者の登録

国では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示することとしている。

町は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、国からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

##### (5)-3 接種体制の構築

###### ① 特定接種

町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。

町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

<sup>30</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

## ② 住民接種

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。また、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所（人口1万人あたり1か所程度の接種会場の設置）、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を整える。

## ③ 情報提供

県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

## (6) 医療

### (6)-1 県の対策への協力

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

#### 参考【医療に関する県の対策】

##### ● 地域医療体制の整備

- ① 岡山県医師会、岡山県病院協会、岡山県歯科医師会、岡山県看護協会、岡山県薬剤師会、岡山県医薬品卸業協会、指定（地方）公共機関を含む県内の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関の関係者からなる新型インフルエンザ等医療連携会議を設置し、県内の関係者と密接な連携をとりながら県内の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 地域では、保健所を中心として、地区医師会、歯科医師会地域支部、看護協会地域支部、薬剤師会地域支部、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる、新型インフルエンザ等対策地域連絡会議の枠組みを活用した対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ③ 県は、地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、具体的な内容を定める。
- ④ 県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護

具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

●国内感染期に備えた医療の確保

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を依頼し、国等作成のマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
  - ② 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（大学附属病院、独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）又は公立病院等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
  - ③ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
  - ④ 県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
  - ⑤ 県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
  - ⑥ 県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
  - ⑦ 県は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請する。
- 検査体制の整備
- ① 県は、県環境保健センターにおける新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

(6)-2 研修等

- ① 県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を関係団体を通じて医療機関に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ② 県では、保健所設置市等と協力し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(6)-3 医療資器材の整備

県では、必要となる医療資器材（個人防護具、消毒薬等）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## (6)-4 医療機関等への情報提供体制の整備

県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

## (7)-1 食料品、生活必需品の備蓄等

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。

## (7)-2 業務計画等の策定

県では、指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていくとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## (7)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、高齢者、障害者等の要援護者本人の同意を得て作成する「要援護者台帳」を各分館に提供し、平時からの見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。また、県と連携し、地域感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。

また、特措法第45条第2項に基づく保育所、介護福祉施設、障害者福祉施設（通所及び短期入所サービスに限る）の使用制限の要請が実施された場合に備え、関係団体と連携し、町長が必要と認めた場合には、一部の保育所等及び短期入所施設を開所する仕組みづくりを検討し、県知事に協議する。

## (7)-4 火葬能力等の把握

町は、県や井笠圏域の市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(7)-5 物資及び資材の備蓄等<sup>31</sup>

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等を行い、または施設及び設備の整備等を行う。

<sup>31</sup> 特措法第10条

**海外発生期**

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

**目的 :**

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

**対策の考え方 :**

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう県では、サーベイランス・情報収集体制を強化することとしている。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内、町内発生に備え、対策について的確な情報提供を行なう。
- 5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めることから、その間に、新型インフルエンザ等地域連絡会議と協働して医療機関等への情報提供、町民生活及び町民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

**(1) 実施体制****(1)-1 体制強化等**

町は、海外で新型インフルエンザが発生し、国、県が対策本部を設置したときは、対処方針を検討する。

**参考【実施体制に関する県の対策】**

- ① 県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、保健福祉部長が関係部局と協議し、速やかに県新型対策本部の枠組みを活用し、県の初動方針を協議・決定する。

- ② WHO が新型インフルエンザのフェーズ 4 の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表、国が新型インフルエンザ等の発生した旨を公表し<sup>1</sup>、政府対策本部が設置<sup>1</sup>されたときは、直ちに知事を本部長とする県対策本部を設置し<sup>1</sup>、国が決定した基本的対処方針について協議・決定する。
- ③ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、必要に応じて基本的対処方針を変更することとしており、県はこれを踏まえ基本的対処方針の変更を検討する。
- ④ 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる<sup>1</sup>新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集等

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### 参考【サーベイランス、情報収集に関する県の対策】

- ① 県は、国や WHO 等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。
- ② 県は引き続きインフルエンザに関する通常サーベイランスを実施する。
- ③ 県は、国の方針に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者を診察した場合の保健所への届出を求め、全数把握を開始する。
- ④ 県は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 町は、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本とし

つつ、ホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ② 町は、広報担当を中心としたチームを設置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、安全情報等の正確な情報について迅速に広報を行うことはもとより、新型インフルエンザ等の流行による風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ、笠岡放送等あらゆる媒体を用いて広報を実施する。

### (3)-2 情報共有

- ① 町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

### (3)-3 相談窓口の設置

- ① 県では、県のコールセンター等を設置するとしている。町は県等と連携して健康福祉センターに設置した相談窓口において、町民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、国のQ & A等に基づき統一的な回答例を作成し、体制を整える。
- ② 町は、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて県に報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 感染対策の実施

町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。

### (4)-2 感染症危険情報の発出等

- ① 町は、国が海外への渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ② 町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

## (4)-3 水際対策

- ① 県及び保健所設置市では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

## (5)-1 ワクチンの供給体制

- ① 町は、国や県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。
- ② 県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量についての計画を策定するとともに、ワクチンが円滑に供給されるよう流通管理することとしている。町は、国や県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

## (5)-2 接種体制

## (5)-2-1 特定接種

- ① 町は、国や県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ② 町は、国や県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>32</sup>。

## (5)-2-2 住民接種

- ① 町は、国や県等と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。
- ② 町は、国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、健康福祉センターでの集団接種、協力医療機関での一斉接種や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

<sup>32</sup> 特措法第28条

## (5)-2-3 情報提供

- ① 町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民に対し積極的に情報提供を行う。

## (6) 医療

## (6)-1 医療体制の整備

県では、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え保健所設置市及び関係機関と協力して、次のとおり県内の医療体制を整備することとしている。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## 参考【医療に関する県の対策】

## ● 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

## ● 医療体制の整備

① 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

② 県は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

③ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

④ 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県環境保健センターにおいて、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所において、それを確認する。

## ● 帰国者・接触者相談センターの設置

県は、保健所設置市及び関係機関と協力して帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

- 医療機関等への情報提供

県は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

- 検査体制の整備

県は、国立感染症研究所からの新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を受け、県環境保健センターにおける検査体制を速やかに整備する。

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ② 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### (7)-1 事業者の対応

県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう関係団体等を通じて事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### (7)-2 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。